

税関の執務時間外における通関体制の整備について

平成 17 年 6 月 15 日財関第 771 号

改正 平成 18 年 6 月 26 日財関第 780 号

改正 平成 19 年 6 月 20 日財関第 833 号

税関は、これまで港湾の 24 時間フルオープン化や構造改革特別区域の貿易の促進事業に積極的に対応してきており、従来から執務時間外の通関需要の多い成田空港等の主要空港に加え、平成 15 年 7 月 1 日から、全国の主要港湾を始めとする 14 の官署において、税関の執務時間外の一定の時間帯に職員を常駐させる通関体制（以下「執務時間外の通関体制」という。）を整備したところである。

今般、「特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針」（平成 16 年 9 月 10 日構造改革特別区域推進本部決定）を踏まえ、別紙のとおり、構造改革特別区域の規制の特例措置である「税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業」が全国展開されることが平成 16 年 12 月 10 日に閣議決定されたことを受け、執務時間外の通関体制について、必要な見直しを行い、平成 17 年 7 月 1 日から、下記のとおり、執務時間外の通関需要に的確に対応することとしたので了知ありたい。

なお、本通達の実施に伴い、「構造改革特別区域法の適用開始について」（平成 15 年 4 月 18 日付財関第 416 号）、「構造改革特別区域法の適用開始に伴う税関の執務時間外における通関体制の整備について」（平成 15 年 5 月 16 日付財関第 509 号）、「構造改革特別区域法の適用開始に伴う税関の執務時間外における通関体制の整備について」（平成 15 年 5 月 23 日付財関第 537 号）及び「税関の執務時間外における通関体制の整備について」（平成 15 年 6 月 10 日付財関第 595 号）は、平成 17 年 7 月 1 日をもって廃止する。

記

1. 執務時間外の通関体制を整備する官署及び時間

執務時間外の通関体制を整備する官署及び常駐させる時間帯は下表のとおりとする。

税関名	官署名	平日夜間	土曜日	日曜日	休日
函館	稚内税関支署	17 時から 19 時まで			
横浜	本関	17時から 21時まで	8時 30 分 から 17 時 まで	8時 30 分 から 17 時 まで(注 2)	8時 30 分 から 17 時 まで(注 1)

	川崎税関支署 東扇島出張所	17時から 19時まで			
名古屋	本関	17時から 21時まで	8時30分 から17時 まで	8時30分 から17時 まで(注2)	8時30分 から17時 まで(注1)
	清水税関支署 興津出張所	17時から 19時まで	8時30分 から12時 30分まで (注2)		
	四日市税関支 署	17時から 19時まで			
大阪	南港出張所	17時から 21時まで	8時30分 から17時 まで	8時30分 から17時 まで(注2)	8時30分 から17時 まで(注1)
神戸	ポートアイラ ンド出張所	17時から 21時まで	8時30分 から17時 まで	8時30分 から17時 まで(注2)	8時30分 から17時 まで(注1)
	広島税関支署	17時から 19時まで			
門司	田野浦出張所	17時から 20時まで	8時30分 から17時 まで(注2)		8時30分 から17時 まで(注1) (注2)
	博多税関支署	17時から 21時まで	8時30分 から17時 まで	8時30分 から17時 まで	8時30分 から17時 まで(注1)
	下関税関支署	17時から 19時まで	8時30分 から17時 まで	8時30分 から17時 まで	8時30分 から17時 まで(注1)
長崎	本関	7時30分 から8時 30分まで	7時30分 から8時 30分まで		7時30分 から8時 30分まで (注1)

(注1) 休日の対応

東京税関大井出張所、横浜税関本関、名古屋税関本関、大阪税関南港出張所、神戸税関ポートアイランド出張所並びに門司税関田野浦出張所、博多税関支署及び下関税

関支署においては、1月1日は職員を常駐させないこととして差し支えない。

また、長崎税関本関においても、12月30日から1月3日までは職員を常駐させないこととして差し支えない。

(注2) 監視部取締部門と特別通関部門等との連携

「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)に掲げられている港湾の深夜早朝利用の推進による24時間利用を支援する観点から、横浜税関本関、名古屋税関本関、大阪税関南港出張所及び神戸税関ポートアイランド出張所の日曜日並びに門司税関田野浦出張所の土曜日及び休日については、監視部取締部門と執務時間外の通関体制を整備する官署の特別通関部門等が連携して、執務時間外の通関需要に的確に対応する。

また、名古屋税関清水税関支署興津出張所の土曜日についても、名古屋税関清水税関支署取締部門と当該出張所の特別通関部門等が連携して、執務時間外の通関需要に的確に対応する。

(参考) 上表に掲げる官署のほか、東京税関本関においては、別途、平成19年7月1日から、平日夜間及び休日等の通関体制を整備する。

2. 実施方法

(1) 事務分掌

執務時間外の通関体制を整備する官署に適用される事務分担等を定めることとし、事務分掌規則及び事務分掌細則を整備する。

(2) 部門等の名称等

執務時間外の通関体制を整備する官署においては、執務時間外の通関手続を処理する部門又は窓口として「特別通関部門」又は「特別通関班」(以下「特別通関部門等」という。)を設置する。

(3) 勤務体制

上記(2)の「特別通関部門等」の勤務体制は、交替制変則日勤勤務により行う。

3. 執務時間外の連絡体制の整備

執務時間外の通関体制を整備する官署以外の官署も含め、執務時間外における連絡先を設けることにより、職員が常駐していない時間帯における通関需要に的確に対応する。

4. その他

(1) 執務時間外の通関体制を整備する官署においては、職員研修を実施するとともに、安全管理に関する指導・徹底に努める。

(2) 執務時間外の通関体制の整備に際しては、その内容(上記3の連絡体制の整備を含む。)について、民間利用者等への説明会を開催するなどその周知に努めるとともに、関係行政機関に対して協力を要請する。

(別紙)

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置(抄)

平成16年12月10日

閣議決定

別表1の番号	702
特定事業の名称	税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業
特区における規制の特例措置の内容	臨時開庁申請が確実に見込める時間帯において、特区内の官署に予め職員を常駐させる。
全部/一部	全部
全国展開の実施内容	全国展開に際し ①執務時間外の通関体制を図る官署にあつては、通関需要の多い時間帯(例えば、臨時開庁申請が1時間当たり1件以上)には、予め職員を常駐させるとともに、それ以外の時間帯には個々の申請に応じて必ず所要の職員を配置できる体制とする。また、それ以外の官署にあつても、執務時間外の通関需要に的確に対応する。 ②通関需要の見極めを行う。それに的確に対応するに際しては、執務時間外の通関体制整備を図る官署において、臨時開庁申請が1時間当たり1件を大きく下回らない程度(2分の1程度)を継続してあらかじめ職員を常駐させる時間帯の目安とするとともに、実績のみではなく、臨時開庁申請件数の増加に直接結びつく新たな航路の就航、コンテナゲートのオープンなど、近い将来臨時開庁申請が1時間当たり1件程度確実に見込める時間帯が生じる場合には、その見込みに基づき、その時間帯の通関体制を整備する。
全国展開を実施する法令等	関税局長から各税関長あてに通達を発出することで対応予定
実施時期	平成17年度中実施予定
所管省庁	財務省